

特定震災特例経営強化計画の 履行状況報告書

平成 25 年 6 月



相 双 信 用 組 合

1. 平成 25 年 3 月期決算の概要	・・・	1
(1) 経営環境及び震災復興への取組み体制		
① 経営環境		
② 震災復興への取組み体制		
(2) 決算の概要		
① 資産・負債状況		
② 損益の状況		
③ 自己資本比率の状況		
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として 業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状 況	・・・	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の 進捗状況		
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のた めの方策の進捗状況		
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証する ための体制		
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小 規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充 実のための方策の進捗状況		
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとす る被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進 捗状況		
① 被災者への信用供与の状況		
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大 震災からの復興に資する施策の進捗状況		
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化 に資する方策の進捗状況		
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のた めの方策の進捗状況		
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含 む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況		
③ 早期の事業再生に資する方策の進捗状況		
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策の 進捗状況		
3. 剰余金の処分の方針	・・・	23
4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため の方策の進捗状況	・・・	23
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針		
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針		
(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク 管理の状況並びにこれらに対する今後の方針		

1. 平成 25 年 3 月期決算の概要

(1) 経営環境及び震災復興への取組み体制

① 経営環境

福島県内景気は、海外経済の減速等の影響が続いているものの、震災復旧関連投資が増加しているほか、消費が堅調に推移していることから、緩やかに持ち直しております。一方、当信用組合の営業区域であります相双・いわき地域の皆様からは、震災や原発事故の困難に直面しながらも、前へ向かって進もうとする強い意志が感じられます。国内外からの多くの支援や、グループ補助金をはじめとする政府の支援策によって、本格的な復興に向けようやく希望の光が見えてきたところであります。

② 震災復興への取組み体制

このような状況の中、当信用組合では、直接・間接的に被災されたお客様を含め、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対し、十分な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化に不可欠であると考え、平成 23 年度に、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第 11 条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じた 160 億円の資本支援を受け、財務基盤の強化を図り、東日本大震災からの復興支援及び地域の中小規模事業者等への信用供与の円滑化に向けた体制を整えております。

今後、金融機能強化法に基づく「特定震災特例経営強化計画」を着実に進め、震災からの復興支援に役職員が一丸となって取り組んでまいります。

(2) 決算の概要

① 資産・負債の状況

ア. 貸出金残高

貸出金残高(末残)は、平成 24 年 3 月末比 1,614 百万円増加の 27,559 百万円となりました。

平成 25 年 3 月に新規オープンしたいわき支店を含め現在営業する 7 店舗では、21,237 百万円と同比 2,630 百万円増加いたしました。原発事故により臨時休業中の 3 店舗では繰上げ返済等により 6,322 百万円と同比 1,015 百万円減少致しました。

イ. 預金残高

預金残高（未残）は、平成 24 年 3 月末比 6,714 百万円増加の 53,376 百万円となりました。

津波被災地の土地買い上げ資金や東京電力からの補償金等の入金により、要払性預金は 20,689 百万円と同比 4,494 百万円増加し、定期性預金は 32,686 百万円と同比 2,219 百万円増加しました。

② 損益の状況

3 店舗が休業中であることや低金利商品の販売促進に伴う金利低下などはあるものの、現在稼働している 7 店舗の融資量増加により、また、東京電力の補償金等による貸出金返済に伴う延滞解消等で貸出金利息が増加したことから、コア業務純益は、前年同期比 28 百万円増加（増減率 23.51%）の 148 百万円となりました。

経常損益は、東京電力の補償金等による貸出金の繰上げ返済等が進んだことに伴う貸倒引当金の取崩しにより、与信関連費用が大幅に減少（貸倒引当金戻入益 1,797 百万円）したことから、1,967 百万円の利益計上となりました。

この結果、当期純利益は、前年同期比 9,899 百万円増加の 1,948 百万円となりました。

今後におきましてもより一層、地域の復旧・復興に継続的に貢献しつつ収益力の強化を図ってまいります。

③ 自己資本比率の状況

上記のとおり、当期純利益は 1,948 百万円の利益となったものの、貸出金の増加等に伴いリスクアセットが増加したことから、単体自己資本比率は平成 24 年 3 月末比 2.58 ポイント低下しましたが、51.83%と高水準を維持しております。

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況

ア. 信用供与の実施に係るシステムの活用

当信用組合では、主なお客様であります中小零細事業者に対する積極的な信用供与に取り組むため、信用組合業界において信用リスクシステムを導入した平成14年当初より導入し、信用格付けに基づく取引方針の下で、融資推進を図っております。

他方で、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災、とりわけ原発事故の影響から、営業エリアである相双地区の経済は深刻な被害を受け、また、経営環境が激変するなかで、お客様を取り巻く状況もそれぞれ異なり、時々刻々と変化しております。

当信用組合といたしましては、地域復興には、経済活動の立て直しが急務であると考え、地域に密着した金融機関として、これまで培ってまいりましたお客様との信頼関係や、個別訪問による震災後の蓄積情報等を基本に、信用リスク管理システムを活用した速やかな与信判断あるいは経営分析を行い、財務規模の小さい中小零細事業者の強みや弱みを見極め、東日本大震災以降、顧客サポートを行うとともに、特に必要と判断した与信先について、顧問契約を結んでいる中小企業診断士の常時訪問による経営指導を行っております。(経営改善支援取組先：平成23年度5先、平成24年度30先)

イ. 経営改善支援委員会の設置

当信用組合では、東日本大震災の発生以前より、信用供与の円滑化を図るため、融資部を中心としたスタッフで経営改善支援委員会（現在5名体制）を設置しており、経営改善計画書を徴求した大口の債務者につきましては、常時営業店の管理職が訪問し、進捗状況を管理するとともに、経営改善支援委員会においてその内容を精査し、改善が遅れている項目の指導提案やコスト削減等の管理指導を行っております。

また、条件変更実行先について、大口先（貸出残高4千万円以上：23先）は四半期ごと、中口先（同1千万円以上4千万円未満：33先）は年次ベースで、それぞれ期中管理表により管理しているほか、小口先（同1千万円未満：50先）は決算書更新の都度、業況管理を行って

おります。

平成24年4月以降においては、同委員会を毎月開催しており、上記活動に加え、各営業店が把握したお取引先の震災被害の状況を取り纏め、継続的な管理を図るとともに、復興に向けた融資や再生支援等への取組みなど、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況を集約し、進捗管理を行っております。

ウ. 休日融資相談会の実施

窓口営業時間に来店なさることが困難なお客様のために、個別訪問活動や夜間融資相談会を実施してございました折に、休日の融資相談会を求めるお客様の声が多く寄せられましたことから、平成24年6月より夜間融資相談会に代えて、月2回午前9時から午後5時まで、顧客利便性向上の観点より休日融資相談会を本店他5店舗で開催しております。併せて、同時時間帯に、相談会を担当していない職員により、相談日毎に選定した地区への個別訪問活動を実施し、営業推進を図るとともに各種相談に応じております。



休日融資相談会

【休日融資相談会受付実績】

(単位：件、百万円)

	平成24年6月 ～ 平成24年11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
相談件数	61	10	13	10	11	21	10	136
実行件数	6	2	3	2	7	4	3	27
実行金額	99.3	40	53	27	11	53	13	296.3

今後も、より多くのお客様のニーズにお応えすべく、ホームページへの掲載や窓口相談及び個別訪問時の情報提供等を通じ、復旧・復興の一助となるようタイムリーな資金等の提供を行って参ります。

エ. 相談所の設置

当信用組合では、会津若松市、二本松市、いわき市にそれぞれ相談所を開設し、復旧・復興等にかかる相談業務及び預金業務の取扱いを継続実施しております。

その中でも特にいわき市には、浪江、大熊、富岡町のお客様の転入移動が続いていること、加えていわき市に避難されているお客様から、いわき相談所をいわき支店に格上げして ATM を設置して欲しい旨の要望が数多く寄せられましたことから、平成 25 年 3 月 4 日にいわき支店を開設し、営業店として全業務を取扱うことで利便性の向上を図るとともに、相談業務を継続しております。

また、返済方法の変更等の条件変更に係る相談を積極的且つ継続的に対応しており、各相談所及びいわき支店で受付けた相談による条件変更実績は、平成 25 年 5 月末現在、事業性資金について 100 件の 6,018 百万円、住宅資金については 63 件の 790 百万円となっております。

【各相談所の相談受付実績】

<平成 25 年 5 月末現在>

(単位：件)

	相談件数	うち借入	うち条件変更	うち完済	うち内入返済	うち約定返済	うちその他
二本松相談所	231	—	60	128	9	18	16
会津若松相談所	648	44	151	241	42	47	123
いわき相談所 (現在いわき支店)	584	97	91	227	11	25	133

オ. 戦略的営業活動の展開

a. 地域に密着した営業活動の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在においても、原発事故に伴う警戒区域等の指定（一部解除により立入可能地区も有り）により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響から非常に深刻な状況にあります。

その様な中におきましても、津波による被災地では、防災集団移転促進事業による被災土地の買上げ、また、移転候補地が決まるなど徐々に復興が進んでいる状況であり、住宅ローンのニーズも発生していることから、被災した個人の方への個別訪問活動を実施して

いるほか、事業者の方へは、毎週水曜日を事業所開拓専門日(集金等を行わず開拓に特化)として重点的に訪問するなど、フェイス・ツー・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進しております。

加えて、津波により店舗を流失し仮店舗で営業を行っていた相馬港支店を、平成 25 年 8 月に新しい店舗に建て替え ATM の設置等、お客様の利便性向上を図り新装開店する予定です。



平成 25 年 6 月現在「相馬港支店」建築状況

b. 営業エリアの拡大

当信用組合では、宮城県南部に避難されている方々への手厚いサポートが可能となることなどから、同地域へ営業エリアを拡大いたしました。同地域におきましては、宮城県の新店舗第 1 号となる亙理支店(亙理郡亙理町逢隈地区)の平成 25 年 7 月 3 日の開設に向け、平成 25 年 3 月新地支店内に「亙理支店開設準備室」を設置し、現在 4 名により、同地域への融資推進及び預金推進を図っております。

また、同地域におきましては、各営業店から選抜した職員延べ 145 名を同地域の亙理郡に派遣し、平成 25 年 5 月、6 月の 2 ヶ月間それぞれ月 2 回休日にローラー活動によるオープンキャンペーンとしての営業推進を図りました。



オープン間近の巨理支店で（平成 25 年 7 月 3 日 予定）
巨理地区オープンキャンペーン営業推進

【宮城県南部地区への推進活動実績】

（単位：件、百万円）

	定積獲得件数	定積獲得 契約高	普通預金 獲得件数	キャッシュカード 獲得件数	カードローン 獲得件数
3 月★	25	59	19	15	1
4 月★	75	85	58	37	0
5 月*	42	15	37	31	0
6 月*	58	24	90	83	1
合計	224	277	173	130	7

「★」印は巨理支店開設準備室での推進実績

「*」印はオープンキャンペーンによる推進実績

さらに、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合（本店所在地：宮城県柴田郡大河原町）と、平成 25 年 3 月に対等合併することで基本合意をし、平成 25 年 11 月の合併を目途に現在準備を進めております。この合併により、被災地の地域金融機関として被災地域の復旧・復興、地域の皆様の生活向上に貢献し、地域にとってなくてはならない信用組合を目指します。

C. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため、東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資商品を提供しております。

＜平成 23 年 4 月から平成 25 年 5 月末現在＞

(単位：件、百万円)

商品名	件数	金額	商品概要
SS クイックローン	2	21	1年以上の事業実績など保証協会が定めた条件の対象者（中小零細企業）・ファックスで申込受付し、即日保証決定・融資金額 5,000 万円迄

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

ア. 経営改善支援委員会並びに常務会における検証

中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況につきましては、経営改善支援委員会において四半期毎にレビューしており、各担当部署からの報告に基づき、強化計画の進捗状況を一元的に管理し、強化計画に掲げた施策の検証を行っております。

また、同委員会は強化計画の進捗状況や協議内容を常務会へ報告し、常務会は、当該報告内容を検証しております。

イ. 理事会における検証

四半期毎に開催している理事会において、常務会より経営改善支援委員会での強化計画の管理状況の報告を受け、進捗管理を行うとともに、組合外部の有識者である非常勤理事による専門的な知識、経験等に基づいた幅広い視点からの適時適切な実効性の検証を行っております。また、必要に応じ、常務会に対して改善策の検討・策定などを指示することとしております。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況

当信用組合は信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定して推進しております。その結果による格付に基づき信用枠を設けるなど、担保又は保証に依存しない融資を実践しております。

具体的には、以下の事業者向けカードローンを取扱っており涉外活動の徹底によるお客様ニーズの把握により推進しております。

今後も同様に震災復興に資する商品として、拡大したエリアにおいても推進してまいります。

【事業者向けカードローン】

＜平成 25 年 5 月末現在＞

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
SSサポートプラスワン	120	249	・平成 16 年 10 月より取扱開始・信用格付応じ融資の可否判断・融資金額は 300 万円迄（平成 24 年 4 月より復興 s s サポートプラスワンにて取扱開始）
事業者カードローン	34	40	平成 2 年 9 月より取扱開始・業暦 3 年以上・融資金額無担保 500 万迄、有担保 1,000 万円迄
合計	154	289	

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

① 被災者への信用供与の状況

当信用組合の主要な営業エリアである相双地区につきましては、東日本大震災の発生から 2 年 3 ヶ月を経過した現在においても、原発事故等の影響が深刻な状況にあります。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を的確に把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

【被災者向け新規融資の状況】

(単位：先、百万円)

	新規融資			
	(平成 25 年 5 月末までの累計)		うち条件変更先に対する新規融資	
	先数	金額	先数	金額
事業性資金	243	7,164	29	1,380
運転資金	54	762	9	242
設備資金	154	6,309	14	1,057
カードローン	35	93	6	81
消費資金	35	179	0	0
住宅ローン	56	856	3	58
合計	334	8,200	32	1,438

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況

当信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の再興へ向けた取組みを強化すべく、当信用組合のお客様はもとより、お客様以外の地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し、十分かつ円滑な資金供給を行っていくことを強く決意し、行政、公的機関、全信組連など

の外部関係者の協力を仰ぎながら、これを強力に実行しております。
 主な施策につきましては、以下のとおりです。

ア. 相談機能の強化

当信用組合では、前記のとおり、よりきめ細やかな相談サポートが行えるよう、双葉郡の行政機能が移転した先や地域の住民が多く避難された会津若松市・二本松市・いわき市に相談所を開設し、融資のみならず相続相談等、お客様のあらゆる相談の対応とサポートを行っております。その様な中、特にいわき市については、浪江町、大熊町、富岡町の住民の方々が大量転入されていることや、すでに居住されているお客様から、支店昇格を望まれる声が多く上がっていることから、いわき相談所を平成 25 年 3 月に支店へ昇格し、営業店として全ての業務を行いサービスの向上を図っております。

イ. 債権管理サポートチームの創設

当信用組合では、東日本大震災以降、被災されたお客様の多くが就業や営業の生産活動の中止を余儀なくされ、融資の弁済が困難となったことを考慮し、平成 23 年 7 月に、融資部を中心とする組織横断的な債権管理サポートチームを発足させました。

同サポートチームにおいて、お客様への被災状況のヒアリングを進め、条件変更を含めた債権正常化に努めました結果、現在営業する 6 店舗の延滞状況は震災前の状態まで回復しております。現在は、原発事故に伴う緊急避難区域に立地する被災 3 店舗（浪江・大熊・富岡支店）に係る債権管理に重点を置きながら、ヒアリング等により把握したお客様の状況を踏まえ、対応しております。

【震災後の延滞債権の推移】

(単位：先、百万円)

	平成 23 年 4 月末		平成 25 年 5 月末		対比	
	先数	残高	先数	残高	先数	残高
原発被災外店舗	521	4,457	47	827	-474	-3,630
原発被災店舗	809	5,385	104	2,275	-705	-3,110
計	1,330	9,842	151	3,103	-1,179	-6,739

【震災後の条件変更実行（平成 25 年 5 月末現在）】（単位：先、百万円）

	事業資金		住宅資金	
	実行先数	実行債権金額	実行先数	実行債権金額
原発被災外店舗	96	1,088	59	717
原発被災店舗	100	6,018	63	780
計	196	7,107	122	1,498

ウ. 被災信用供与先への対応

a. 弁済期限の猶予等条件変更

被災により平成 23 年 4 月末の延滞発生先数は 1,330 先 98 億円と
なっておりましたが、平成 25 年 5 月末までに事業性資金と住宅資金
において 318 先 86 億円の条件変更を実施し、他に消費性ローンの条
件変更等にも取組みましたことから、延滞先数は 151 先 31 億円まで
減少し、債権の正常化が図られております。

【震災後の事業性資金、住宅資金、消費者ローンに係る条件変更実行】

（単位：先、百万円）

	23 年 4 月～24 年 11 月		24 年 12 月～25 年 5 月		計	
	実行先数	実行債権金額	実行先数	実行債権金額	実行先数	実行債権金額
事業性資金	146	6,520	50	587	196	7,107
住宅資金	117	1,459	5	39	122	1,498
消費者ローン	55	32	1	1	56	33

b. 弁済自動振替の一時停止

東日本大震災直後より、被災された事業者や住宅ローン利用先等
から、既往融資約定弁済の一時停止の申し出が相次ぎました。

当信用組合では、福島県内の甚大な被災状況を踏まえ、速やかに
約定返済の一時停止の取扱いを行いました。

現在では、新たなお申出はなくなりましたが、一時停止期間を経
過した先につきましては、条件変更を行うなど被災者の状況に応じ
た対応を行っており、平成 25 年 5 月末現在における約定弁済の一時
停止先は、16 先 515 百万円となっております。

エ. 営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し

当信用組合におきましては、全 8 店舗（震災前店舗数、現在 10 店
舗）のうち、東日本大震災に伴う原発事故の影響により浪江・大熊・

富岡支店の3店舗が臨時休業を余儀なくされ、相馬港支店が津波により全壊するなど、深刻な被害を受けました。その後、相馬港支店は近隣の津波被害のなかった地域に仮店舗を開設し、平成23年6月より通常営業を再開しておりましたが、平成25年4月から仮店舗近隣に新店舗建設に着手、平成25年8月26日オープンに向けて準備を進めております。

また、原発事故の影響を受けた3店舗は依然休業中であり、当該地域から避難されたお客様の状況等に鑑み、会津若松市・二本松市にそれぞれ相談所の継続営業を実施しており、いわき市には、会津地区、中通り地区及び県外等他地域に避難していたお客様の再移転が増加している状況より、顧客利便性の向上のため相談所を平成25年3月4日に支店昇格して拠点機能の充実を図っております。その結果、現在の店舗網は7店舗2相談所による営業体制となっております。

さらに、営業エリアを拡大した宮城県南部に平成25年7月3日亙理支店開設の運びとなっております。

オ. 避難などにより当信用組合の営業地域を離れたお客様への総合相談窓口等の開設の周知

浪江・大熊・富岡支店のお客様の多くが当信用組合営業区域外に避難している状況で、広報・マスコミへの依頼や当信用組合ホームページでの告知等により、各相談所において各種預金業務の取扱いや各種相談を受け付けていることを周知しております。

加えて、定期性預金の満期案内及び満期経過先への郵送での通知を継続徹底することで、お客様へ周知をしております。

カ. 震災復興に向けた新商品の提供

α. 事業者向け復興融資

当信用組合では、事業者への信用供与につきましては、福島県の緊急経済対策公的支援制度の融資である「ふくしま復興特別資金」及び「東北地方太平洋沖地震対策資金」を活用するほか、避難されたお客様を訪問すること等で、各事業者の置かれた状況をきめ細かく把握し、事業再開の相談等に真摯に対応することで、復旧・復興に向けた資金ニーズの把握に努めております。しかしながら、震災復旧関連投資の増加による関連企業の資金繰りが好転していること、また一方では、原発事故の影響により避難者がいまだ多数存在することから、先行きの不透明感があり、事業性資金の需要が乏しい現

状にあります。

このような中、お客様の融資ニーズにお応えするため、「そうしん復興特別資金」及び「そうしん復興アパートローン」を開発し、平成24年3月から取扱を開始する等、事業者向け復興資金の推進に取り組んでまいりましたところ、「そうしん復興アパートローン」は、津波による自宅等被害を受けた方々の仮設住宅離れによるアパートの需要や、復興事業従事者の宿泊施設需要が多く、南相馬市以北の福島県内や宮城県営業エリアのアパート建設資金として提供することができました。

新商品概要

- ・「そうしん復興特別資金」

東日本大震災により被災された事業者等を対象に、2億円を融資限度として運転資金、設備資金、借り替え資金等を低金利（当初2年間固定）にて提供。

- ・「そうしん復興アパートローン」

東日本大震災により被災された法人・個人を対象に、2億円を融資限度として修繕費、賃貸不動産購入・建築等の設備資金を提供。

【事業者向け復興融資の状況】

＜平成25年5月末現在＞

（単位：件、百万円）

商品名	件数	融資金額	商品概要
ふくしま復興特別資金 (保証協会)	45	506	東日本大震災の影響を受け又は原発避難区域に事業所を有する事業者・運転資金、設備資金8,000万円
東北地方太平洋沖地震対策資金 (保証協会)	3	44	東北地方太平洋沖地震又は福島第一原発事故の影響を受けている事業者・一般枠運転設備資金7,000万円 金融環境激変枠運転設備資金5,000万円
そうしん復興特別資金 (プロパー)	41	1,353	東日本大震災の被災事業者等・限度額2億円・運転資金の手形貸付は原則担保不要
そうしん復興アパートローン (プロパー)	65	3,713	東日本大震災の被災を受けた法人、個人・限度額2億円・対象物件担保

b. 被災者向け住宅ローン

当信用組合では、住宅の再建支援策として、平成23年9月に金利

を優遇した復興住宅ローンの取扱いを開始しております。

平成 23 年度は、被災者が義援金や支援金等の支給を受けている段階でありましたが、平成 24 年度に入り、相馬市・新地町の沿岸地域の防災集団移転促進事業に伴う住宅再建の動きが活発化し、お客様からの申込が出て来ております。

なお、南相馬市の防災集団移転促進事業は、相馬市・新地町より遅れており、これから、土地の買取価格決定・集団移転先の抽選等が始まります。原発 20 km 圏内の地域については一部の地区が警戒区域解除になったものの除染が進んでおらず、また、30 km 圏内においても同様に進んでおらず、他地域への避難者も多いことから、本格的なニーズが出てくるのはまだまだ先と考えられますが、住宅の復興需要に即時対応できるよう、引き続き仮設住宅や借上げ住宅訪問及び休日融資相談会等においてニーズの把握に努めております。

<平成 25 年 5 月末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
災害復興住宅ローン	45	745	東日本大震災の罹災者に対する住宅の新築、増改築資金、住宅用土地及び住宅の購入資金等

c. 被災者への生活支援融資

当信用組合では震災後被災者の生活支援のため「東日本大震災被災者向け生活再建支援融資」の取扱いを平成 23 年 3 月より開始いたしましたほか、震災により自宅や車等が流失する損害を受けたお客様へのマイカー、リフォーム資金等の無担保無保証の融資商品「そうしん災害復旧ローン（正式名称「東日本大震災復旧ローン」）」を平成 23 年 9 月より販売・推進しております。

<平成 25 年 5 月末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
東日本大震災被災者向け生活再建支援融資 (プロパー)	6	0	東日本大震災の被災者に対する生活再建準備資金・融資金額 30 万円・期間 3 年・保証人配偶者又は家族 1 名
東日本大震災復旧ローン (しんくみ保証)	33	41	東日本大震災及び原発事故の被災者・家財、住宅修繕、車輛修理又は買い換え保証会社しんくみ保証

キ. 被災したお客様の事業再生・事業承継へ向けての支援

a. 事業再生に対する支援

東日本大震災の影響を受けたお客様の実態につきましては、震災以降、個別訪問の頻度を高めるなど、日々の渉外活動を通じた状況把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた取組方針を策定する体制を整えております。

支援先に対しては、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士（支援先 30 先）や、経済産業省の「中小企業支援ネットワーク強化事業」を活用した専門家（同 4 先）、さらに独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家（同 2 先）を派遣して、国、県の補助金や、融資の申請手続き支援のほか、経営改善計画書の作成支援を実施しております。

今後は、D D S 等お客様の事業規模、財務状況に応じた様々な手法による再生支援も検討してまいります。

b. 事業承継に対する支援

・事業承継支援の取組み

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者の中には東日本大震災の被害から経営者の交代を余儀なくされ、あるいは震災を契機に経営の代替わりを進めるなど、事業の承継を検討する先があると想定されることから、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種問題に対する支援を適切に行えるよう、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と連携して提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢を整えております。

なお、平成 25 年 7 月に独立行政法人 中小企業基盤整備機構主催の「事業承継支援会議」へ、職員 1 名の参加を予定しております。

ク. 二重ローン問題等への対応

a. 中小企業再生支援協議会との連携

当信用組合は、中小企業再生支援協議会との連携を強化し、同協議会を通じ外部の専門家の様々な知識・経験を活用することで、被災された中小規模事業者の事業再建に資する取組みを推進することとしております。

平成 24 年 9 月に同協議会から講師を招き勉強会の実施後、同協議会と協働した事業再生支援の取り組みの中で、平成 25 年 2 月に東京電力福島第一原子力発電所の事故による旧緊急時避難準備区域のお客様について、同協議会を活用した事業再生の支援を 1 先実施しております。

今後におきましても、引き続きお客様の状況を見極め、同協議会との連携強化を図りながら積極的に活用し、再生支援に取り組んでまいります。

b. 事業再生ファンド等の活用

・「福島県産業復興相談センター」

当信用組合は、福島県産業復興相談センターと連携を図りながら被災された中小企業者・小規模事業者の状況に応じた支援を実施するため、同センターを相談窓口とし、積極的に活用することとしております。

平成 25 年 6 月末までに、当信用組合から 7 件の相談案件を持ち込んでおります。持ち込んだ相談案件のうち 2 件については、福島産業復興機構において、債権買取に向けて協議しております（うち 1 件は支援決定済）。また、1 件については(株)東日本大震災事業者再生支援機構において、債権買取に向けて協議しております。

今後におきましても、営業店と本部が一体となって同センターとの連携を図り、両機構の活用可能性が見込まれる先としてリストアップしたお客様（平成 25 年 6 月末現在 7 先）の状況に応じた支援を行ってまいります。

・「福島産業復興機構」

当信用組合は、被災したお客様の迅速な事業再開を通じた被災地域の復興を図るため、平成 23 年 12 月に福島県、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県内金融機関との共同出資により設立した「福島産業復興機構」に有限責任組合員として資本参加しており、地域復興に向けた金融面からの取組みを後押しするとともに、事業再生が見込まれるお客様について、同機構の活用を検討し、事業再開や事業再生を支援する体制を整えております。

以前から活用に向けて具体的に協議を進めておりました 1 先について協議を継続しているほか、当信用組合から相談を持ち込んだ 1 先を含む 5 先については、平成 25 年 6 月迄に当該機構による

支援決定を受け当該機構と協議検討を進めております。

今後につきましても、お客様の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう継続的に同機構と連携して活用を推進してまいります。

・「東日本大震災事業者再生支援機構」

東日本大震災事業者再生支援機構の特性を考慮し、できる限り多くのお客様に対し、事業再生の機会がご提供できるよう日々の営業活動において状況把握に努めており、同機構の積極的な活用を本部、営業店と連携して推進しております。

以前から活用に向けて具体的に協議を進めておりました1先について平成25年5月に同機構による買取りが完了したほか、当信用組合から相談を持ち込んだ1先について債権買取に向け協議しております。

今後につきましてもお客様の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう、継続的に同機構と連携して活用を推進してまいります。

・「しんくみ리카バリ」

信用組合業界では、業界専用の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」を設立して、地域の中小企業の再生と活性化に向けた取組みを進めております。

また、福島県内の中小企業を対象とした再生ファンドとしては、当信用組合を含む福島県内の10金融機関、(独)中小企業基盤整備機構及び福島県信用保証協会の出資により組成された「うつくしま未来ファンド」もあることから、当信用組合では、お客様の状況等に応じて、これらのファンドについて活用を検討してまいります。

c. 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、平成25年6月末時点で、1件の弁済計画案が提出され、再度改善後の弁済計画案が平成25年7月初旬に提出される予定です。

また、津波による被災地の買い上げ価格が決定している相馬市・新地町においては、土地買取りが始まっていることから、対象先のリストを作成し、パンフレットを持参しながら個別訪問に

より丁寧な説明を心掛けて周知徹底を図っております。

今後におきましても、遅れている南相馬市において平成 25 年度から防災集団移転促進事業が本格化すると考えられ、相馬市・新地町と同様に対応するなど、引き続きガイドラインの周知を図るとともに、お客様の意向や状況を最大限に考慮したうえで積極的に利用を勧奨し、弁護士や税理士とも連携しながら、ガイドラインに沿った債務整理等に適切に対応してまいります。

ケ. 人材育成

被災地域における復興支援の実効性向上に向けては、多種多様なご要望に対応できる人材の育成が第一と考え、福島県信用組合協会研修や全信組連の研修会への参加、信用組合通信教育・銀行研修通信教育実施後、職務検定試験などを積極的に実施しております。さらに若手職員に対するOJTによる指導強化に加え、経営改善支援委員会による震災復興への対応事例・ノウハウの蓄積を推進活用するとともに、店長会議にて「福島産業復興機構」「うつくしま未来ファンド」による支援事例等による研修会を実施しております。

また、中小企業診断士を講師とし平成24年9月から12月まで月1回業種別の経営改善計画書の作成を支援するための勉強会を実施いたしました。

若手職員に対するOJT以外に渉外担当者に対して、新規開拓に対する意識向上とスキルアップを目指した外部研修を予定しております。

【福島県信用組合協会研修】

(単位：人)

研修講座名	時期	参加人数
保証協会付事業融資開拓研修	平成 25 年 5 月 10 日～11 日	3
支店長及び次席者管理講座	平成 25 年 6 月 14 日～15 日	3
フィナンシャル・アドバイザー講座	平成 25 年 7 月 4 日～6 日	3
保証協会付事業融資フォロー研修	平成 25 年 7 月 23 日～24 日	3
窓口金融法務講座	平成 25 年 8 月 16 日～17 日	3
融資渉外講座	平成 25 年 9 月 5 日～7 日	3

【全信組連研修】

(単位：人)

研修講座名	時期	参加人数
事業承継研修会	平成 24 年 11 月 14 日	2
資本金借入金研修会	平成 25 年 4 月 12 日	2

【通信教育】

(単位：人)

講座名	初級職員	中級職員	上級職員	合計
受講人数	17	6	10	33

コ. 地方公共団体等への支援

東日本大震災では、地震や津波のほか原発事故の影響も加わり、特に沿岸部を中心に行政機能も甚大な被害を蒙りました。

各地方公共団体においては、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業に伴う各種復興事業が見込まれることから、当信用組合では、地元地方公共団体の資金調達のための入札や地方債引き受けに積極的に応じることとしており、平成24年度は5件の入札があり、3件21百万円の資金調達に応じました。

また、各種復興事業に参加する民間企業への円滑な信用供与を実施しており、この地域は鉄道が一部区間を除き寸断されており、火力発電所の復旧工事や除染の関係の業者に対するホテル、旅館、寄宿舍、アパートの建設資金の需要が多く、これに積極的に対応しており、地方経済の復興・発展に寄与しております。

サ. 日本銀行の「被災金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の利用

当信用組合では、平成23年6月及び平成24年8月に全信組連を通じて、日本銀行による「被災金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を利用し、潤沢な手元資金を確保することで、被災者の預金引き出しや資金需要に応える態勢を整えております。

シ. その他の被災地支援の取組み

当信用組合の独自商品として、東日本大震災の被災者支援を目的とした金利上乘せによる定期預金「希望パート3」を平成24年9月から平成25年5月までに22億5千万円販売しました。

また、金利上乘せによる定期積金「がんばっぺ」を平成25年5月までに契約高20億55百万円販売しました。

さらに、津波被災地を明るくするなど地域の復興を後押しするために、販売総額の0.015%相当額の桜の苗木を寄贈する金利優遇定期「そうしん“桜”定期」の販売を開始しました(25年8月まで20億円販売し、相馬市に100本を寄贈予定)。

＜被災者への主な支援事例＞

【事例1】原発事故により警戒区域の指定を受け、宮城県で第2創業を支援

当信用組合の取引先であるY氏（サービス業）は、原発事故により警戒区域の指定を受け営業停止を余儀なくされ、避難先で事業を細々と継続しておりました。

このような中、Y氏の家族が介護関係の仕事に従事していたことから、新たな事業として、介護ステーションを開業することを決意いたしました。

当信用組合は、新事業に係る計画書の作成を支援し、更に当信用組合と顧問契約を締結している中小企業診断士を派遣し、各種相談業務を実施しました。その結果、Y氏は平成24年12月に介護ステーションを無事開業しました。

【事例2】東日本大震災で店舗工場が大規模半壊し事業再開した中小企業支援

当信用組合のメイン取引先であるS社（製造・小売業）は地震により工場・店舗が大規模半壊したことから、新たに工場・店舗を新築し事業再開しておりました。

しかし、従業員も被災を受けて避難を余儀なくされ、人員確保に苦慮する中、将来に向けて事業を継続する為には、労働環境の整備が不可欠であると考えておりました。

このような中、当信用組合は、当該取引先に中小企業再生支援ネットワーク強化事業により専門家を派遣し、内部の諸規定等の再構築や自社の要となつてほしい人材のキャリアプランの作成を支援しました。

（3）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

当信用組合では、各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、毎週水曜日には各営業店の得意先係が事業所開拓を集中的に実施しており、事業転換、第2創業等の業務推進と共に情報収集に努めております。さらに、対象先へは

当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と本部担当者、営業店担当者の帯同訪問によるアドバイス等を実施する体制を整えております。

なお、創業又は新規事業の開拓に対する支援に関する研修会がある場合は、職員を積極的に参加させ支援体制の強化を図ります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

当信用組合では、原発事故の影響を受け、地域復興が不透明でさらに長期化することが見込まれるなかで、中小規模事業者が抱える経営問題が時々刻々と変化しており、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、顧問契約を結んでおります中小企業診断士の常時訪問による経営指導により、専門的な顧客サポートを行っております。

平成24年度においては30先に対する経営相談や指導を実施しており、今後も積極的な派遣に取り組んでまいります。

また、お客様の東日本大震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や経営改善計画についての提案・助言等についても経営改善支援事業を通じた支援を積極的に実施しております。

③ 早期の事業再生に資する方策の進捗状況

ア. 支援態勢の確立

当信用組合は、日々の渉外活動において経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握に加え、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、中小企業診断士を擁して事業再生に向けた取組みを支援するための体制を整えております。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長期間に及ぶお客様についても経営改善支援委員会により中小企業診断士を擁して事業再生に向けた計画の策定支援を実施しております。

なお、当信用組合では、事業の継続・再開を目指す中小規模事業者・個人の過大債務の負担軽減等のための施策を広く知って頂くため日々の営業活動において周知活動を実施しております。

イ. 外部機関との連携

当信用組合では、お客様の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や中小企業支援ネットワーク強化事業や福島県産業復興相談センターの各種専門家派遣中小企業再生支援協議会との連携のほか、中小企業基盤整備機構との連携も図り中小企業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、さらには支援するための体制を構築しております。

なお、平成25年2月7日には中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実行あるものとするため、中小企業再生支援協議会と企業再生機構を核として、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業各団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク会議」に職員1名が参加しました。

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

ア. 事業承継支援の取組み

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者の中には東日本大震災の被害から経営者の交代を余儀なくされ、あるいは震災を契機に経営の代替わりを進めるなど、事業の承継を検討する先があると想定されることから、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種問題に対する支援を適切に行えるよう、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と連携して提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢を整えております。

なお、平成25年2月に事業承継を検討しているお客様に対し、先ず当信用組合と顧問契約のある中小企業診断士と帯同訪問を実施し状況を確認し、平成25年6月には税理士の専門家の派遣を実施し指導助言を実施しました。

イ. 事業承継セミナーの開催

平成24年11月16日に独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部の協力のもと事業承継コーディネーターよるセミナー「代替り（事業承継）について考えませんか？」を開催し、事業承継の取組みの「きっかけ」、さらには「気づき」をメインテーマとした講演を行い、お客様19名の参加を頂きました。

今年度についても、第2回目を開催するため、現在準備を進めております。

3. 剰余金処分の方針

当信用組合は、地域に根差した協同組織金融機関として、お客様の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いしてまいりました。

しかしながら、平成24年3月期決算につきましては、多額の与信関連費用を計上したことから、当期純損失となり、配当は無配といたしました。

平成25年3月期決算におきましては、当期純利益1,948百万円と黒字転換し、当期末処分剰余金も1,948百万円となったことから、震災以前の水準の配当を実施するとともに内部留保の積み上げを行ってまいります。

また、優先出資による資本支援に対する配当は、所定の方法に従った配当金を支払います。

なお、今後におきましても引き続き、当信用組合を支えていただいております組合員の皆様に対し、安定した配当を実施・継続するとともに内部留保の充実に取り組んでまいります。

4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

(1) 経営管理に係る体制及び方針

① ガバナンス体制

当信用組合では、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事5名と非常勤理事4名で構成する理事会を設置しているほか、常勤理事のみによる常務会において日常的な業務執行を担っております。

理事会では、「内部統制基本方針」や、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「顧客保護等管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。

② 内部統制基本方針に基づく監査

当信用組合では、内部監査部署である検査部を理事長直轄の組織とし、その独立性を確保しております。

検査部は、「内部統制基本方針」に基づく監査を通じて、各部署における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。

③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、経営改善支援委員会が一元的に管理を行い、その状況を常務会に報告するとともに、常務会は、進捗状況の確認と施策の検証を実施し、計画に掲げる取組みが捗々しくない場合には、経営改善支援委員会に対し、原因究明と改善策の検討・策定を指示することとしており、これまでに、各担当部署より定期的な状況報告を受け、一元的な進捗管理を行っておりますほか、進捗管理に関する資料の検討・策定等を指示いたしました。

さらに常務会は、理事会に対し、上記計画の進捗や検討・指示事項を報告しており、牽制機能の強化に努めております。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために監事を選任しており、各種会議や理事会に出席するとともに、必要な所見を述べております。さらに、監事会の開催のほか、当信用組合の内部管理部門である検査部と連携し、業務執行の適切性の検証と、理事会への検証結果の報告を行っております。

なお、検査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄としており、当信用組合内の内部管理態勢等を監査し、また業務執行上の問題点にかかる改善の提言を行っております。

さらに、当信用組合ではコンプライアンス醸成の重要性を十分認識していることから、理事会や店長会議において常時コンプライアンスを議題とした研修等を実施することで、理事同士並びに管理職の善管注意義務や監視義務等の意識の徹底を図っております。

② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、原則として毎年、監査機構監査を受けることとしており、平成24年度は、平成25年3月5日から平成25年3月11日迄5日間の監査を受けております。

さらに、経営全般の業務運営の健全性確保のために、将来的な強化計

画の実施状況確認も含め、九段監査法人（平成 24 年度に「新日本有限責任監査法人」から変更）における定例監査を受けることとしております。

(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種リスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

当信用組合では、お客様との融資にかかる基本方針であるクレジットポリシーを制定し、これを具体化した「信用リスク管理方針」や「信用リスク管理規定」に基づく与信管理の徹底や審査体制の充実、モニタリング等により、信用リスクの軽減を図っております。

具体的には、信用リスク管理システム、担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査の実践や「大口与信先」「延滞債権等の管理債権先」など常時管理する先を抽出した月次債権管理などを行っております。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくため、「統合的リスク管理方針」並びに「リスク管理方針」さらには「市場リスク管理規定」を定めております。

また、上記管理方針に基づき、年度ごとに余裕資金運用方針・計画を策定するとともに、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。

加えて、マーケット環境の変化により時価が大きく変動した場合への備えとして、各種アラームポイントやロスカットルールを設けております。

市場リスク管理態勢につきましては、リスク管理部署によるモニタリングを実施し、その結果をALM委員会を通じて定期的に常務会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えております。

さらに平成 25 年 2 月に全信組連資金運用部に講師を依頼し、有価証券ポートフォリオ分析勉強会を開催し、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための方針・規定を制定しており、月 3 回定期的に資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通

じて常務会に報告するなど迅速な対応をとることが可能となり、資金繰りの安定化が図られております。

④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの統合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各種リスクに分類のうえ、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。所管部署は、各種方針、規定、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の防止に努めております。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常務会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

⑤ 情報開示の充実

当信用組合では、地域密着型の金融機関として、地域の住民であるお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めて頂き、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、震災からの復興状況や、地域経済への貢献に関する情報等をわかりやくすぐ伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開しております。

また、9月期においても経営内容に関するミニディスクロージャー誌を作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。